

改正

昭和56年 3月27日条例第13号
昭和57年 3月25日条例第11号
昭和58年 3月14日条例第19号
昭和59年 3月22日条例第15号
昭和60年 4月 1日条例第23号
昭和61年 3月20日条例第24号
昭和63年 3月23日条例第27号
平成元年 3月22日条例第40号
平成 3年 3月19日条例第28号
平成 3年12月20日条例第74号
平成 4年12月17日条例第47号
平成 5年 3月26日条例第19号
平成 6年 3月25日条例第30号
平成 6年 7月12日条例第47号
平成 7年 3月17日条例第21号
平成 7年12月19日条例第53号
平成 8年 3月22日条例第21号
平成 9年 3月21日条例第31号
平成10年 3月24日条例第27号
平成11年 3月19日条例第17号
平成11年10月12日条例第34号
平成12年 3月21日条例第37号
平成12年 7月18日条例第55号
平成12年10月13日条例第75号
平成13年 3月23日条例第25号
平成14年12月20日条例第66号
平成16年 3月19日条例第26号
平成16年12月20日条例第64号
平成17年 3月22日条例第48号
平成17年 7月 8日条例第81号
平成18年 3月22日条例第32号
平成21年 7月10日条例第59号
平成22年 3月19日条例第19号
平成23年 3月22日条例第23号
平成24年12月25日条例第90号
平成26年 3月25日条例第47号
平成30年 3月20日条例第40号
平成31年 3月15日条例第40号
令和 3年 3月19日条例第40号

山形県都市公園条例をここに公布する。

山形県都市公園条例

山形県都市公園条例（昭和48年 9月県条例第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第13条第 1 項の規定に基づき、都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準並びに特定公園施設（高齢者移動等円滑化法第 2 条第15号に規定する特定公園施設をいう。以下

同じ。)の設置基準を定めるとともに、法及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市公園の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園並びに一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合には、その特質に応じて分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(2) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に規定する都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

(公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

第1条の4 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第1条の4の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(特定公園施設の設置基準)

第1条の5 高齢者移動等円滑化法第13条第1項の条例で定める基準は、次に掲げる特定公園施設について、次項に定めるもののほか、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等(高齢者移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性が向上するように定めるものとする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場

(2) 屋根付広場

(3) 休憩所及び管理事務所

(4) 野外劇場及び野外音楽堂

(5) 駐車場

(6) 便所

(7) 水飲場及び手洗場

(8) 掲示板及び標識

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次の各号に掲げる特定公園施設に係る当該各号に定める通路の縦断勾配は、4パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他

の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

- (1) 前項第1号に掲げる園路及び広場 当該園路及び広場を設ける場合における1以上の園路及び広場に設ける通路
 - (2) 前項第4号に掲げる野外劇場及び野外音楽堂 当該野外劇場及び野外音楽堂に設ける通路であつて、出入口と車いす使用者用観覧スペース（車いすを使用している者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。）及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所との間の経路を構成するもの
- 3 前2項の規定による基準は、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、適用しないことができる。
- (設置)

第2条 県は、次のとおり都市公園を設置する。

名称	位置
県民緑地	山形市
西蔵王公園	山形市
県政史緑地	山形市
悠創の丘	山形市
健康の森公園	山形市
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	山形市
庄内空港緩衝緑地	鶴岡市及び酒田市
最上中央公園	新庄市
最上川ふるさと総合公園	寒河江市
山形県総合運動公園	天童市
中山公園	東村山郡中山町
弓張平公園	西村山郡西川町

2 前項の都市公園の区域は、知事が定める。

3 知事は、前項の規定により都市公園の区域を定めたときは、その旨を告示しなければならない。その区域を変更したときも、同様とする。

(有料公園施設)

第3条 有料公園施設（県が設置する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆(たい)積すること。
- (4) 土石の採取その他土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 知事が指定した場所以外の場所で焚(たき)火をすること。
- (7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

(行為の制限)

第5条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園（有料公園施設を除く。）の全部又は一部を独占して利用すること。
- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (4) 業として写真又は映画を撮影すること。

(5) 有料公園施設の内部に広告物を表示すること（次条第1項の許可を受けて当該有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合又は山形県総合運動公園の陸上競技場若しくは中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合に限る。）。

2 知事は、前項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設の使用の許可)

第6条 有料公園施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(利用の禁止又は制限)

第7条 知事は、都市公園の損壊その他の事由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

- イ 設置の目的
- ロ 設置の期間
- ハ 設置の場所
- ニ 公園施設の構造
- ホ 公園施設の管理の方法
- ヘ 工事の実施方法
- ト 工事の着手及び完了の時期
- チ 都市公園の復旧方法
- リ その他知事の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- イ 管理の目的
- ロ 管理の期間
- ハ 管理する公園施設
- ニ 管理の方法
- ホ その他知事の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- イ 変更する事項の内容
- ロ 変更の理由
- ハ 許可年月日
- ニ その他知事の指示する事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有に係る物件又は施設（以下「占有物件等」という。）の外観
- (2) 占有物件等の管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧方法
- (6) その他知事の指示する事項

(占有の変更の許可を要しない軽易な事項)

第9条 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件等の模様替えて、当該占有物件等の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件等に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの

(使用料)

第10条 県は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた者（第15条の規定により都市公園の管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う場合においては、当該都市公園に係る第5条第1項及び第6条第1

項の許可を受けた者（以下「指定管理者の許可を受けた者」という。）を除く。）から、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

3 使用料は、第1項に規定する許可をするときに徴収する。ただし、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、第5条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の使用（以下「都市公園の使用」という。）の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

（使用料の減免）

第11条 知事は、公益上特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付）

第12条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（1）法第27条第2項又は次条第2項の規定により第10条第1項に規定する許可を取り消されたとき。

（2）災害その他第10条第1項に規定する者の責めに帰することができない理由により都市公園の使用ができなくなつたとき。

（3）都市公園の使用開始前7日までに都市公園の使用の取消しを申し出たとき。

（監督処分）

第13条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

（1）この条例又はこの条例の規定による処分に違反している者

（2）この条例の規定による許可に附した条件に違反している者

（3）偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

（1）都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

（2）都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

（3）前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（届出）

第14条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（1）公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

（2）公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

（3）法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

2 法第26条第2項若しくは第4項、法第27条第1項若しくは第2項又は前条の規定により、必要な措置を命ぜられた者は、命ぜられた工事を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（工作物等を保管した場合の公示事項等）

第14条の2 法第27条第5項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類、形状及び数量

（2）保管した工作物等の置かれていた場所及び当該工作物等を除却した日

（3）当該工作物等の保管を始めた日及び保管の場所

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

（1）前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

（2）保管した工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等（法第27条第5項に規定する所有者等をいう。）の氏名及び住所を知ることができないときは、前項各号に掲げる事項を県公報に登載すること。

(保管した工作物等の価額の評価の方法)

第14条の3 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、当該工作物等に係る取引の実例価格、使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

(保管した工作物等の売却の方法)

第14条の4 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(指定管理者)

第15条 都市公園の設置の目的を効果的に達成するため、都市公園（県民緑地を除く。次条及び第15条の3において同じ。）の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条の2 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、都市公園の管理を行うものとする。

- (1) 有料公園施設の使用時間は、気象の状況等により有料公園施設の使用に支障があると認められる場合を除き、1日当たり8時間以上とすること。
 - (2) 有料公園施設の休業日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）以外の日において、年間60日以下とすること。ただし、気象の状況等により有料公園施設の使用に支障があると認められる日がある場合は、この限りでない。
 - (3) その他都市公園の管理上知事が必要と認める基準
- 2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて有料公園施設の使用時間及び休業日を定めるものとする。
 - 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした使用時間及び休業日を公示するものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて臨時に有料公園施設を使用させ、又は使用させないことができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 都市公園の施設（法第5条第1項の規定による許可を受けた者が管理する公園施設を除く。）の維持管理に関する業務
 - (2) 第5条第1項の規定による行為の許可に関する業務
 - (3) 第6条第1項の規定による有料公園施設の使用の許可に関する業務
 - (4) 第7条の規定による利用の禁止又は制限に関する業務
 - (5) 第13条の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 第15条の規定により指定管理者が都市公園の管理を行う場合における第5条から第7条まで及び第13条の規定の適用については、第5条、第6条第1項及び第7条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第13条第1項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「若しくは」とあるのは「又は」と、「変更し、又は」とあるのは「変更することができ、知事は、次の各号の一に該当する者に対して、」と、同条第2項中「知事」とあるのは「知事及び指定管理者」と、「場合」とあるのは「場合（指定管理者については第1号又は第2号に該当する場合、知事については第3号に該当する場合に限る。）」と、「し、又は」とあるのは「することができ、知事は、次の各号の一に該当する場合においては、当該者に対し、」とする。

(利用料金)

第15条の4 第15条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては、指定管理者の許可を受けた者は、都市公園の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、第10条第2項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条の5 指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第13条第2項の規定により許可を取り消されたとき。
- (2) 災害その他指定管理者の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により都市公園の使用ができなくなつたとき。
- (3) 都市公園の使用開始前7日までに都市公園の使用の取消しを申し出たとき。

(罰則)

第16条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第13条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

第17条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年6月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年3月27日条例第13号)

この条例は、昭和56年6月8日から施行する。

附 則 (昭和57年3月25日条例第11号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月14日条例第19号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月22日条例第15号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月1日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の山形県都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後において許可する都市公園の占用に係る使用料について適用し、同日前に許可した都市公園の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月20日条例第24号)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後において許可する都市公園の占用に係る使用料について適用し、同日前に許可した都市公園の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年3月23日条例第27号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月22日条例第40号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月19日条例第28号)

- 1 この条例は、平成3年6月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定(山形県総合運動公園に係る部分を除く。)は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成3年4月1日以後において許可する都市公園の占用に係る使用料に

ついて適用し、同日前に許可した都市公園の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月20日条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成4年12月17日条例第47号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第19号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日条例第30号）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中次の各号に掲げる部分は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）庄内空港緩衝緑地のオートキャンプ場に関する部分 平成6年4月23日

（2）山形県総合運動公園の屋外プールに関する部分 平成6年7月3日

2 改正後の別表第2の規定は、平成6年4月1日以後において許可する都市公園の占有に係る使用料について適用し、同日前に許可した都市公園の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年7月12日条例第47号）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成7年3月17日条例第21号）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定及び次項の規定は、同年5月1日から施行する。

2 第16条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月19日条例第53号）

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日条例第21号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第31号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定並びに別表第3の改正規定中弓張平公園のオートキャンプ場及びパターゴルフ場に関する部分は、規則で定める日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、平成9年4月1日以後に許可する都市公園の占有に係る使用料について適用し、同日前に許可した都市公園の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日条例第27号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第17号）

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成11年10月12日条例第34号）

この条例は、平成11年10月23日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定（最上中央公園の項に係る部分に限る。）は、同年12月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月18日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月13日条例第75号）

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第25号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月20日条例第66号）

この条例は、平成15年1月15日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中最上川ふるさと総合公園に関する部分は、同月10日から施行する。

附 則（平成16年 3 月19日 条例第26号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 第 2 項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成16年12月20日 条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月22日 条例第48号）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 都市公園の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年 7 月 8 日 条例第81号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 3 月22日 条例第32号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成21年 7 月10日 条例第59号）

この条例は、平成21年 7 月18日から施行する。

附 則（平成22年 3 月19日 条例第19号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成23年 3 月22日 条例第23号）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても行うことができる。

附 則（平成24年12月25日 条例第90号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日 条例第47号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 3 の改正規定中蔵王みはらしの丘ミュージアムパークのスケートパークに関する部分は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成30年 3 月20日 条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月15日 条例第40号）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の都市公園の使用の期間に係る使用料について適用する。

附 則（令和 3 年 3 月19日 条例第40号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

都市公園	有料公園施設
悠創の丘	展示研修施設
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク、グラウンド・ゴルフ場、多目的広場（全部を単独で使用させる場合に限る。）
庄内空港緩衝緑地	オートキャンプ場、テニスコート、多目的広場（全部を単独で使用させる場合に限る。）、アーチェリー場
最上中央公園	屋内多目的施設
最上川ふるさと総合公園	展示研修施設、スケートパーク
山形県総合運動公園	陸上競技場、サブグラウンド、総合体育館、テニスコート、屋外プール、サッカー場、ラグビー場、野球場、運動広場、第2運動広場、第3運動広場、屋内多目的コート
中山公園	野球場、第2野球場、運動広場

弓張平公園	オートキャンプ場、テニスコート、陸上競技場、野球場、運動広場、パターゴルフ場、体育館、屋根付広場
-------	--

別表第2

- 1 法第5条第1項の許可を受けて公園施設を設け、又は管理する場合の使用料
次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

区分	単位	金額
公園施設の設置	1平方メートル1月につき	170円
公園施設の管理	1平方メートル1月につき	670円

備考 使用面積又は使用期間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

- 2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けて都市公園を占用する場合の使用料

区分	単位	金額	
電柱（支柱、支線等を含む。）及び鉄塔の設置	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げる単位及び金額		
管類の地下埋設	1平方メートル1年につき	口径40センチメートル未満のもの	160円
		口径40センチメートル以上1メートル未満のもの	280円
		口径1メートル以上のもの	340円
郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所の設置	1平方メートル1年につき	620円	
競技会、展示会等の催しのための仮設工作物の設置	1平方メートル1日につき	60円	
工事用施設の設置	1平方メートル1月につき	250円	
標識等の設置	1本1年につき	620円	
太陽光発電設備の設置	1平方メートル1年につき	1,000円	
地下工作物の設置（上記に掲げるものを除く。）	1平方メートル1年につき	土地価格の2パーセントに相当する額	
土地価格に影響する架空工作物の設置（上記に掲げるものを除く。）	1平方メートル1年につき	360円	
工作物その他の物件及び施設の設置（土地を占用するものに限る、上記に掲げるものを除く。）	1平方メートル1年につき	土地価格の4パーセントに相当する額	

備考1 使用面積又は使用期間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

- 2 使用期間が1月に満たない場合の土地の占用に係る使用料の額は、この表に掲げる額に1.1を乗じて得た額とする。

- 3 第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分	単位	金額
第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	730円
第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円
第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	730円
第5条第1項第4号に掲げる	写真撮影 1人1日につき	730円

行為	映画撮影	1日につき	14,690円
第5条第1項第5号に掲げる行為	第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,770円
	山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1年につき	52,460円の範囲内で知事が定める額

備考1 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

2 使用料が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生ずるときは、当該端数に係る使用料は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

別表第3

有料公園施設を使用する場合の使用料

1 主要施設使用料

使用時間の区分及び使用時間数を勘案して、次に掲げる施設の使用の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

施設		区分		金額
悠創の丘	展示研修施設	展示室	入場料金を領収しない場合	1室1時間当たり 190円
			入場料金を領収する場合	1室1時間当たり 750円
		研修室		1時間当たり 420円
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 10,290円
			上記以外の場合	1日当たり 20,580円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり 130円
			上記以外の場合	1人1日当たり 260円
	グラウンド・ゴルフ場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 4,110円
			上記以外の場合	1日当たり 8,220円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり 50円
			上記以外場合	1人1日当たり 100円
多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合		1日当たり 2,060円	
		上記以外の場合	1日当たり	

						4,120円
庄内空 港緩衝 緑地	オートキャンプ 場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ず る者を除く。）		1人1回当たり	210円
			児童生徒等以外の者		1人1回当たり	420円
		テントサイト の使用	宿泊を伴わない使用		1区画1回当たり	1,150円
			宿泊を伴う使用		1区画1泊当たり	3,250円
	テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合			1面1時間当たり	270円
		上記以外の場合			1面1時間当たり	540円
	多目的広場	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり	270円
		上記以外の場合			1時間当たり	540円
	アーチェリー場	全部を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	1,340円
			上記以外の場合		1時間当たり	2,680円
上記以外の場合		児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり	210円	
		上記以外の場合		1人1回当たり	420円	
最上中 央公園	屋内多目的施設	全部を単独で 使用する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 910円
					上記以外の場合	1時間当たり 1,820円
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,800円	
				上記以外の場合	1時間当たり 3,600円	
		アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 9,020円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 36,100円	
		半面を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 450円
			上記以外の場合			1時間当たり 900円

最上川 ふるさと総合 公園	展示研 修施設	企画展 示室	入場料金を領収しない場合			1時間当たり 120円	
			入場料金を領収する場合			1時間当たり 500円	
		研修室				1時間当たり 690円	
	スケートパーク	全部を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1日当たり 19,940円	
			上記以外の場合			1日当たり 39,880円	
		上記以外の場 合	児童生徒等が使用する場合			1人1日当たり 270円	
上記以外の場合			1人1日当たり 540円				
山形県 総合運 動公園	陸上競技場	全部を単独で 使用する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,040円	
					上記以外の場 合	1時間当たり 2,080円	
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 2,080円		
				上記以外の場 合	1時間当たり 4,160円		
		アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合			1時間当たり 10,390円	
			入場料金を領収する場合			1日当たり最高入 場料金の250人分 に相当する額（そ の額が41,550円に 使用時間数を乗じ て得た額に満たな い場合は、1時間 当たり41,550円）	
		上記以外の場 合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 50円	
			上記以外の場合			1人1時間当たり 100円	
		サブグラウンド	全部を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 490円
				上記以外の場合			1時間当たり 980円
上記以外の場 合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 50円			

			上記以外の場合		1人1時間当たり 100円		
総合体育館	アリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,210円	
					上記以外の場合	1時間当たり 2,420円	
				入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 2,440円	
					上記以外の場合	1時間当たり 4,880円	
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 12,170円	
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 48,690円			
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 610円	
			上記以外の場合			1時間当たり 1,220円	
		4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 310円	
			上記以外の場合			1時間当たり 620円	
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 30円	
			上記以外の場合			1人1時間当たり 60円	
		サブアリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 460円
						上記以外の場合	1時間当たり 920円
入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合				1時間当たり 930円		
	上記以外の場合				1時間当たり 1,860円		
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合			1時間当たり 4,620円			
	入場料金を領収する場合			1時間当たり 18,470円			

		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 230円	
			上記以外の場合		1時間当たり 460円	
		4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 110円	
			上記以外の場合		1時間当たり 220円	
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 30円	
			上記以外の場合		1人1時間当たり 60円	
	柔道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 460円
					上記以外の場合	1時間当たり 920円
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 930円
					上記以外の場合	1時間当たり 1,860円
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,620円
				入場料金を領収する場合		1時間当たり 18,470円
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 230円	
			上記以外の場合		1時間当たり 460円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 20円		
		上記以外の場合		1人1時間当たり 40円		
剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 460円	
				上記以外の場合	1時間当たり 920円	
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 930円
					上記以外の場合	1時間当たり

			合	1,860円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 4,620円
			入場料金を領収する場合	1時間当たり 18,470円
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 230円
		上記以外の場合		1時間当たり 460円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 20円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 40円
屋内プール	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 2,020円
		上記以外の場合		1時間当たり 4,040円
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,010円
		上記以外の場合		1時間当たり 2,020円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 140円
		上記以外の場合		1人1回当たり 280円
テニスコート		児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり 270円
		上記以外の場合		1面1時間当たり 540円
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 420円
		上記以外の場合		1人1回当たり 840円
50メートルプール	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,840円
		上記以外の場合		1時間当たり 3,680円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 100円
		上記以外の場合		1人1回当たり 200円
サッカー場		児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 530円
		上記以外の場合		1時間当たり

					1,060円
ラグビー場	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり	530円
		上記以外の場合		1時間当たり	1,060円
野球場	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり	530円
		上記以外の場合		1時間当たり	1,060円
運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	380円
		上記以外の場合		1時間当たり	760円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	190円
		上記以外の場合		1時間当たり	380円
第2運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	520円
		上記以外の場合		1時間当たり	1,040円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	270円
		上記以外の場合		1時間当たり	540円
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	530円
		上記以外の場合		1時間当たり	1,060円
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	530円
		上記以外の場合		1時間当たり	1,060円
屋内多目的コート	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,930円
				上記以外の場合	1時間当たり 3,860円
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 3,860円
				上記以外の場合	1時間当たり 7,720円
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり	

		ポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収する場合	19,310円	
				1時間当たり 77,220円	
		4分の3面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,450円
			上記以外の場合		1時間当たり 2,900円
		3分の2面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,280円
			上記以外の場合		1時間当たり 2,560円
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 970円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,940円
		3分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 640円
			上記以外の場合		1時間当たり 1,280円
		4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 480円
			上記以外の場合		1時間当たり 960円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 40円
			上記以外の場合		1人1時間当たり 80円
中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する 1時間当たり 1,090円	
				上記以外の場合 1時間当たり 2,180円	
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 1時間当たり 2,170円		
			上記以外の場合 1時間当たり 4,340円		
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合 (職業野球に使用する場合を除く。)	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 2,400円から5,670円まで
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 9,600円から 22,660円まで
		職業野球に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1日当たり 146,900円

			入場料金を領収する場合	1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額（その額が445,940円に満たない場合は、445,940円）
第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 450円
		上記以外の場合		1時間当たり 900円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合			1時間当たり 1,190円から2,820円まで
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 360円
			上記以外の場合	1時間当たり 720円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 170円	
		上記以外の場合	1時間当たり 340円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合			1時間当たり 730円から2,090円まで
弓張平公園	オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	1人1回当たり 270円
			児童生徒等以外の者	1人1回当たり 540円
	テントサイトの使用	駐車場を併設するものの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 2,100円
			宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり 4,200円
		駐車場を併設しないものの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 1,570円
			宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり 3,150円
	コテージの使用	宿泊を伴わない使用		1棟1回当たり 5,250円
		宿泊を伴う使用		1棟1泊当たり 10,490円
テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合			1面1時間当たり 240円
	上記以外の場合			1面1時間当たり

				480円
陸上競技場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	490円
				980円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	50円
				100円
野球場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	310円
	上記以外の場合		1時間当たり	620円
運動広場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	240円
	上記以外の場合		1時間当たり	480円
パターゴルフ場	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり	270円
	上記以外の場合		1人1回当たり	540円
体育館	アリーナ	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 250円
			上記以外の場合	1時間当たり 500円
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 120円
			上記以外の場合	1時間当たり 240円
	軽運動室	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 250円
			上記以外の場合	1時間当たり 500円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 30円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 60円
屋根付広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 250円	
		上記以外の場合	1時間当たり 500円	

	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 30円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 60円

2 附属施設及び器具使用料

次に掲げる附属施設又は器具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額の範囲内で知事が定める額

区分	単位	金額			
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		
庄内空港緩衝緑地	オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき	100円	
		洗濯機	1回につき	100円	
		衣類乾燥機	1回につき	100円	
	テニスコート	温水シャワー	1回につき	100円	
		会議室	1時間につき	320円	
最上中央公園	屋内多目的施設	会議室	1時間につき	210円 420円	
		放送設備	1時間につき	50円 100円	
		運動用具	1競技一式 1時間につき	100円	
山形県総合運動公園	陸上競技場	トレーニング室	1人 1時間につき	100円	
		雨天走路	1人 1時間につき	90円	
		会議室	1室 1時間につき	520円	
		温水シャワー	1回につき	110円	
		放送設備	1時間につき	430円 860円	
		運動用具 (陸上競技用具を除く。)	1競技一式 1時間につき	100円	
		陸上競技用具	1品 1時間につき	20円	
			一式 1時間につき	1,850円	
		夜間照明施設	1時間につき	32,000円 160,010円	
		電光掲示板	入場料金を領収しない場合	1時間につき	5,970円 9,910円
					入場料金を領収する場合
		サブグラウンド	運動用具 (陸上競技用具を除く。)	1競技一式 1時間につき	100円
				陸上競技用具	1品 1時間につき
	一式 1時間につき		1,500円		
総合体育館	トレーニング室	1人	100円		

			1時間につき		
	体力測定室		1人 1回につき	110円	
	合宿所		1人 1泊につき		1,140円
	浴室		1人 1回につき		110円
	温水シャワー		1回につき		110円
	洗濯機		1回につき		100円
	衣類乾燥機		1回につき		100円
	会議室		1室 1時間につき		650円
	展示ロビー	入場料金を 領収しない 場合	1時間につき		140円
		入場料金を 領収する場 合			590円
	ホワイエ	入場料金を 領収しない 場合	1時間につき		390円
		入場料金を 領収する場 合			1,550円
	舞台音響設備		1時間につき	1,030円	2,060円
	放送設備		1時間につき	430円	860円
	得点表示板		1時間につき	270円	
	運動用具（体操競技用具 を除く。）		1競技一式 1時間につき	280円	
	体操競技用具		1種目一式 1時間につき	280円	
			全種目一式 1時間につき	850円	
	その他の備品		1品 1時間につき	650円	1,300円
テニスコート	温水シャワー		1回につき		100円
	会議室		1室 1時間につき		640円
	放送設備		1時間につき	70円	
	夜間照明施設	テニスコート	1面の照明 1時間につき	750円	
屋外プール	会議室		1室 1時間につき		680円
サッカー場	温水シャワー		1回につき		100円
	放送設備		1時間につき	50円	
野球場	スコアボード		1時間につき	570円	
	放送設備		1時間につき	50円	

	運動広場	運動用具	1 競技一式 1 時間につき	100円		
	第 2 運動広場	夜間照明施設	1 時間につき	3, 630円		
	屋内多目的コート	会議室	1 室 1 時間につき	120円	250円	
		放送設備	1 時間につき	50円	100円	
運動用具		1 競技一式 1 時間につき	100円			
中山公園	野球場	室内練習場	1 時間につき	720円	1, 450円	
		合宿所	1 人 1 泊につき	700円		
		会議室	1 室 1 時間につき	300円	590円	
		浴室	1 回	1, 750円	2, 180円	
		温水シャワー	1 回	1, 470円	1, 760円	
		食堂	1 時間につき	300円	590円	
		厨(ちゆう)房	1 賄い日につき	1, 160円	2, 320円	
		スコアボード	1 時間につき	700円	1, 400円	
		放送設備	1 時間につき	440円	880円	
		ピッチングマシン	1 台 1 時間につき	440円		
	夜間照明施設	1 時間につき	24, 130円	155, 290円		
	第 2 野球場	スコアボード	1 時間につき	220円	440円	
		放送設備	1 時間につき	220円	440円	
弓張平公園	オートキャンプ場	温水シャワー	1 回につき		100円	
		洗濯機	1 回につき		100円	
		衣類乾燥機	1 回につき		100円	
		ガスコンロ	1 回につき		10円	
	テニスコート	温水シャワー	1 回につき		170円	
	陸上競技場 野球場 運動広場					
		体育館	温水シャワー	1 回につき		100円
		会議室	1 室 1 時間につき		400円	

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 有料公園施設の使用に当たり、電気等を消費し、又は暖房若しくは冷房を使用する場合は、所定の使用料の額に、当該消費し、又は使用した電気等又は暖房若しくは冷房の費用の額を勘案して知事が定める額を加算するものとする。